

障がい者等日常生活用具給付事業品目一覧

■住宅改修

品目	障害及び程度	性能	基準額	耐用年数
居宅生活動作補助用具	<p>○下肢若しくは体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する者であって障害等級3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者)(原則として3歳以上の者)</p> <p>○難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある者</p>	<p>障害者(児)・難病患者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの</p> <p>ア 手すりの取付け</p> <p>イ 段差の解消</p> <p>ウ 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更</p> <p>エ 引き戸等への扉の取替え</p> <p>オ 洋式便器等への便器の取替え</p> <p>カ その他住宅改修に附帯して必要となる住宅改修</p>	200,000円	1人1回限り